

## 京都市告示第 36 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第9項及び第10項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和8年4月1日

京都市長 松 井 孝 治

### 1 施設概要

#### (1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペース）

（愛称：なないろ）

#### (2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

#### (3) 実施事業

条例第2条第1号に規定する事業

### 2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

### 3 変更内容

（受付時間の変更）

受付時間を午前8時30分から午後5時30分までとする。

（休所日の変更）

土曜日を開所する。

### 4 変更期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）